2　前項の加算率は、当該新市町村について、次の算式によつて算定した率とする。

算式

$$\frac{\sum_{n=16}^{19}(B_n \times C_n) \times 0.15}{A \times 1{,}740\text{円}}$$

算式の符号

［略］

$C_{16} = 0.084$

$C_{17} = 0.086$

$C_{18} = 0.087$

$C_{19} = 0.089$

（新市町村の財源不足額の算定方法の特例）

第四十八条　新市町村のうち平成十一年四月一日から平成十七年三月三十一日までに都道府県知事に申請を行い、平成十八年三月三十一日までに合併を行う場合は平成十八年三月三十一日まで）に行われた合併特例法第二条第一項の市町村の合併又は平成十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までに行われた合併新法第二条第一項の市町村の合併（以下この条及び第四十九条において「適用合併」という。）に係る日が当該年度の前十五年度の四月一日から当該年度の四月一日までの間であるもの（合併新法を適用する合併のうち、当該市町村の合併が平成十七年度又は十八年度に行われた場合にあつては当該年度の前十四年度の四月一日から当該年度の四月一日までの間であるもの、当該市町村の合併が平成十九年度又は二十年度に行われた場合にあつては当該年度の前十二年度の四月一日から当該年度の四月一日までの間であるもの、当該市町村の合併が平成二十一年度から平成三十年度までの間に行われた場合にあつては当該年度の前十年度の四月一日から当該年度の四月一日までの間であるもの）については、当該新市町村の財源不足額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

$(A - B) \times \alpha + B$

（A－B）が負数となるときは０とする。

算式の符号

A　当該新市町村に係る合併関係市町村（当該年度の前15年度の４月１日から当該年度の４月１日までの間（合併新法を適用する合併のうち平成17年度又は平成18年度に行われた場合にあつては当該年度の前14年度の４月１日から当該年度の４月１日までの間、平成19年度又は平成20年度に行われた場合にあつては当該年度の前12年度の４月１日から当該年度の４月１日までの間、平成21年度から平成30年度までの間に行われた場合にあつては当該年度の前10年度の４月１日から当該年度の４月１日までの間）において適用合併を行つた合併関係市町村に限る。以下本章において同じ。）が当該年度の４月１日現在においてすべてなお従前の区域をもつて存続していたものと仮定した場合において各合併関係市町村につきそれぞれ第49条の規定によつて算定した基準財政需要額が第50条の規定

2　前項の加算率は、当該新市町村について、次の算式によつて算定した率とする。

算式

$$\frac{\sum_{n=15}^{19}(B_n \times C_n) \times 0.15}{A \times 1{,}830\text{円}}$$

算式の符号

［同左］

$C_{15} = 0.084$

$C_{16} = 0.086$

$C_{17} = 0.088$

$C_{18} = 0.089$

$C_{19} = 0.090$

（新市町村の財源不足額の算定方法の特例）

第四十八条　新市町村のうち平成十一年四月一日から平成十七年三月三十一日までに都道府県知事に申請を行い、平成十八年三月三十一日までに合併を行う場合は平成十八年三月三十一日まで）に行われた合併特例法第二条第一項の市町村の合併又は平成十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までに行われた合併新法第二条第一項の市町村の合併（以下この条及び第四十九条において「適用合併」という。）に係る日が当該年度の前十五年度の四月一日から当該年度の四月一日までの間であるもの（合併新法を適用する合併のうち、当該市町村の合併が平成十七年度又は十八年度に行われた場合にあつては当該年度の前十四年度の四月一日から当該年度の四月一日までの間であるもの、当該市町村の合併が平成十九年度又は二十年度に行われた場合にあつては当該年度の前十二年度の四月一日から当該年度の四月一日までの間であるもの、当該市町村の合併が平成二十一年度から平成二十九年度までの間に行われた場合にあつては当該年度の前十年度の四月一日から当該年度の四月一日までの間であるもの）については、当該新市町村の財源不足額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

$(A - B) \times \alpha + B$

（A－B）が負数となるときは０とする。

算式の符号

A　当該新市町村に係る合併関係市町村（当該年度の前15年度の４月１日から当該年度の４月１日までの間（合併新法を適用する合併のうち平成17年度又は平成18年度に行われた場合にあつては当該年度の前14年度の４月１日から当該年度の４月１日までの間、平成19年度又は平成20年度に行われた場合にあつては当該年度の前12年度の４月１日から当該年度の４月１日までの間、平成21年度から平成29年度までの間に行われた場合にあつては当該年度の前10年度の４月１日から当該年度の４月１日までの間）において適用合併を行つた合併関係市町村に限る。以下本章において同じ。）が当該年度の４月１日現在においてすべてなお従前の区域をもつて存続していたものと仮定した場合において各合併関係市町村につきそれぞれ第49条の規定によつて算定した基準財政需要額が第50条の規定